

株 主 各 位

東京都中央区日本橋室町四丁目1番11号

堀田丸正株式会社

取締役社長 井澤 一 守

第112回定時株主総会の招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたびの熊本震災により被災されました皆様に、心よりお見舞いを申し上げます。

さて、当社第112回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月27日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月28日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号
東京証券会館9階 会議室

3. 会議の目的事項

報 告 事 項

1. 第112期（自 平成27年4月1日
至 平成28年3月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第112期（自 平成27年4月1日
至 平成28年3月31日）計算書類報告の件

決 議 事 項

- | | |
|-------|--------------------|
| 第1号議案 | 株式併合の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役9名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役に対する新たな報酬制度導入の件 |

4. インターネット開示に関する事項

株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<http://www.pearly-marusho.co.jp/>) に記載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。「連結注記表」及び「個別注記表」は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙をご持参のうえ、会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.pearly-marusho.co.jp/>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(自 平成27年4月1日)
(至 平成28年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 事業の全般的状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用情勢に改善が見られるなど、緩やかな回復基調が続いておりますが、中国や新興国経済の景気減速懸念に加え、年明けから急速に円高・株安が進むなど、景気の先行きについては依然として不透明な状況にあります。

このような事業環境のもと、当社は、100%出資する株式会社吉利事業譲受準備会社を設立し、平成27年8月20日付で株式会社吉利より和装小物卸売事業を譲受後、商号を「株式会社吉利」へ変更し連結子会社としております。これにより当社グループは、これまで事業の方向性として掲げてきた「卸から顧客創造」戦略を加速すべく、きものから和装小物までの商品供給力を一体化し、お客様への販売力と取引先様に対する提案力の強化に努めてまいりました。

これらの結果、売上高74億51百万円（前期比7.8%増）、営業利益は81百万円（前期は営業損失1億92百万円）、経常利益は77百万円（前期は経常損失1億66百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は40百万円（前期比409.5%増）となりました。

当連結会計年度の期末配当金につきましては、上記の業績並びに今後の経営環境、財務体質、将来の事業拡大に対する資金需要等を総合的に勘案した上で、平成28年5月13日開催の取締役会決議により、1株につき2円とさせていただきます。これにより、配当金総額は91,764千円となりました。

② 事業別の営業概況

和装事業は、事業譲受した株式会社吉利が寄与し売上高は大きく伸びました。営業利益は、催事効率の改善と販売費の抑制により黒字転換を果たしました。この結果、売上高21億59百万円（前期比32.1%増）、営業利益は49百万円（前期は営業損失5百万円）となりました。

寝装事業は、通販取引先のマットレス受注やギフト部門での返礼品受注が伸びたことから、売上高は増加しました。営業利益は、利益率の改善により増益となりました。この結果、売上高6億78百万円（前期比3.2%増）、営業利益は29百万円（前期比15.1%増）となりました。

洋装事業は、専門店、量販店取引のホームファッション及びベビー子供服の売上は伸びましたが、婦人洋品卸と百貨店取引における高級婦人服は売上が落ち込みました。営業利益は、粗利率の改善は進みましたが、売上の落ち込みが影響し減収減益となりました。この結果、売上高26億86百万円（前期比8.8%減）、営業損失は18百万円（前期は営業損失11百万円）となりました。

意匠燃糸事業は、中国市場は既存得意先との取引増大により、日本国内ではストレッチ素材を中心とした高付加価値商材の販売が順調に推移し、増収増益となりました。この結果、売上高19億22百万円（前期比15.0%増）、営業利益は1億9百万円（同39.1%増）となりました。

事業の種類別セグメントの売上高内訳

部 門	当期（平成27年4月～平成28年3月）		前期（平成26年4月～平成27年3月）	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
	百万円	%	百万円	%
和 装 事 業	2,159	29.0	1,634	23.6
寝 装 事 業	678	9.1	657	9.5
洋 装 事 業	2,686	36.0	2,945	42.6
意 匠 燃 糸 事 業	1,922	25.8	1,671	24.2
そ の 他	4	0.1	5	0.1
合 計	7,451	100.0	6,915	100.0

(注) 1. 「その他」区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、人材派遣事業及びブランドデザイン企画業を含んでおります。

2. 当連結会計年度より、株式会社吉利を「和装事業」に含めています。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資等の主なものは、次のとおりであります。

- ① 当連結会計年度中に完成した主要設備
該当事項はありません。
- ② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充
該当事項はありません。
- ③ 重要な固定資産の売却、撤去、滅失
該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受の状況

当社は、100%出資する株式会社吉利事業譲受準備会社を設立し、平成27年8月20日付で株式会社吉利より和装小物卸売事業を譲受後、商号を「株式会社吉利」へ変更して連結子会社としております。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループの対処すべき課題といたしましては、安定的・継続的に利益を確保できる体制の構築とM&Aの推進であると考えております。

安定的・継続的に利益を確保する体制の構築としては、生産性の向上を目指し、在庫管理並びに費用対効果の管理の徹底を柱とした収益力強化に取り組んでまいります。

また、財務体質の強化として、在庫及び売掛金の圧縮を図り、資金効率を高めることによりM&Aや新規事業投資など進め、経営基盤の安定に向けて鋭意努力してまいります。

中長期的な会社の戦略といたしまして、

当社グループは、より良い商品やサービスをお客様にお届けするために、他社との差別化を進め、ブランド化などオリジナリティーを持ち「卸から顧客創造」を実践しております。また、「社会や株主への貢献」「社員への経済的貢献」を果たすため、「拡大成長」方針を掲げ実行してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(9) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 109 期 平成25年 3 月期	第 110 期 平成26年 3 月期	第 111 期 平成27年 3 月期	第 112 期 (当連結会計年度) 平成28年 3 月期
売 上 高(百万円)	11,092	10,771	6,915	7,451
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	120	136	△166	77
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	106	51	7	40
1株当たり当期純利益(円)	2.31	1.12	0.17	0.88
総 資 産(百万円)	6,540	6,361	5,122	5,001
純 資 産(百万円)	3,191	3,165	3,097	3,041
1株当たり純資産(円)	69.53	68.98	67.49	66.29

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

会社名	資本金	当社に対する議決権比率	当社との関係
株式会社ヤマノホールディングス	百万円 100	% 56.54	商品の販売、資金の貸付、経営指導

- (注) 1. 商品販売及び仕入について、価格その他の取引条件は、市場価格に基づき交渉のうえ決定しております。
2. 経営指導料は、売上高に基づいて合理的に算出しております。
3. 資金の貸付金利については、市場金利を勘案して決定しております。
4. 当社取締役会は同社との取引内容が、一定の協力関係を保つ必要を認識しつつ経営方針や事業計画は独自に策定し独立性を確保しており、当社の利益を害するものではないと判断しております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主な事業内容
株式会社 吉利	百万円 10	% 100.00	和装小物の卸売販売
堀田（上海）貿易有限公司	千元 1,655	100.00	意匠燃糸事業（意匠燃糸の製造・卸売販売）

- (注) 1. 平成27年8月3日に100%出資する株式会社吉利事業譲受準備会社を設立し、平成27年8月20日付で株式会社吉利より和装小物卸売事業を譲受後、商号を「株式会社吉利」へ変更して連結子会社としております。

(11) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

当社及び連結子会社は主に和装品、宝飾品、和装小物等の卸売販売、婦人洋品等の製造・卸売販売、寝装品等の卸売販売及び意匠襷糸の製造・卸売販売を行っております。

事業内容と当社及び関係会社の位置付けは次のとおりであります。

- | | |
|--------|---|
| 和装事業 | : 留袖、訪問着、振袖、袋帯等の和装品、宝石、貴金属等の指輪、ネックレス等の宝飾品、帯揚げ、帯締め、半衿、草履、着付小物等の和装小物品を卸売販売しております。
当社が企画及び販売しております。 |
| 寝装事業 | : 寝装寝具等を卸売販売しております。
当社が企画及び販売しております。 |
| 洋装事業 | : 婦人服及びブラウス、ニット等の婦人洋品と子供・ベビー洋品を製造・卸売販売しております。
当社が製造・販売しております。 |
| 意匠襷糸事業 | : 意匠襷糸の製造・卸売販売をしております。
当社が製造・販売するほか、堀田（上海）貿易有限公司が製造・卸売販売しております。 |

(12) 主要な事業所及び工場（平成28年3月31日現在）

① 当社の主要な事業所

名	称	所 在 地
堀 田 丸 正 (株)	本 社	東京都中央区日本橋室町
	京 都 支 店	京都府京都市下京区七条御所ノ内中町
	盛 岡 支 店	岩手県盛岡市流通センター
	厚 木 支 店	神奈川県厚木市岡田
	名 古 屋 支 店	愛知県名古屋市長区牧の里
	大 阪 支 店	大阪府大阪市中央区平野町
	福 岡 支 店	福岡県福岡市東区多の津
	一 宮 支 店	愛知県一宮市花池

② 子会社の事業所

名	称	所 在 地
(株) 吉 利	本 社	東京都中央区日本橋室町
	葛 西 営 業 所	東京都江戸川区臨海町
	東 京 営 業 所	東京都台東区浅草橋
堀田（上海）貿易有限公司	本 社	中華人民共和国上海市

(13) 使用人の状況（平成28年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数（名）	前連結会計年度末比増減（名）
和装事業	71	25増
寝装事業	19	—
洋装事業	52	6減
意匠染糸事業	21	—
全社（共通）	11	1減
合計	174	18増

(注) 1. 上記には、期中平均人員数141名の嘱託及び臨時従業員は含まれておりません。

2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

区分	使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
合計または平均	56名	13名増	44.4歳	14.8年

(14) 主要な借入先（平成28年3月31日現在）

借入先	借入残高
協同組合東京ベ・マルシェ	48 百万円
株式会社福岡銀行	215 百万円
株式会社商工組合中央金庫	62 百万円
株式会社三井住友銀行	50 百万円
株式会社みずほ銀行	38 百万円

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況（平成28年3月31日現在）

(1) 株式の状況

- ① 発行可能株式総数 60,000,000株
- ② 発行済株式の総数 49,280,697株（自己株式 3,398,684株）
- ③ 株主数 3,530名
- ④ 上位10名の株主の状況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
株式会社ヤマノホールディングス	25,619,000	55.84
株式会社ヤマノネットワーク	1,698,700	3.70
中村 雅幸	905,000	1.97
日本証券金融株式会社	672,000	1.46
株式会社三井住友銀行	580,000	1.26
山野 彰英	526,000	1.15
江藤 重光	500,000	1.09
丸正会	336,000	0.73
三寺 一幸	279,000	0.61
松井証券株式会社	243,000	0.53

- (注) 1. 当社は、自己株式を3,398,684株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役の状況（平成28年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長（代表取締役）	山 野 彰 英	(株)ヤマノネットワーク代表取締役社長 (株)ヤマノホールディングス取締役会長 (株)マイスタイル代表取締役会長 (株)ヤマノセイビング代表取締役会長 (株)西田武生デザイン事務所取締役会長 (株)すずのき取締役名誉会長
取締役社長（代表取締役）	井 澤 一 守	堀田（上海）有限公司董事長 (株)丸正ベストパートナーグループ代表取締役社長 (株)吉利代表取締役会長
取 締 役	矢 部 和 秀	当社管理本部長 (株)丸正ベストパートナーグループ取締役 (株)西田武生デザイン事務所取締役 (株)吉利取締役
取 締 役	山 野 義 友	(株)ヤマノホールディングス代表取締役社長 (株)マイスタイル代表取締役社長 (株)ヤマノセイビング代表取締役社長 (株)すずのき代表取締役会長
取 締 役	木 下 淳 夫	(株)ヤマノホールディングス取締役 当社経営企画本部長 (株)吉利取締役
取 締 役	石 塚 三 郎	(株)ヤマノホールディングス執行役員副会長
取 締 役	熊 谷 輝 美	熊谷公認会計士・税理士事務所代表 (株)小田原機器監査役 爽監査法人社員 (株)吉利監査役
常勤監査役	丹 下 勝 視	(株)丸正ベストパートナーグループ監査役 (株)西田武生デザイン事務所監査役
監 査 役	福 原 弘	弁護士 (株)ヤマノホールディングス監査役 北越銀行社外取締役
監 査 役	水 野 孝 平	税理士

- (注) 1. 取締役熊谷輝美氏は社外取締役であります。
 2. 監査役福原弘氏及び水野孝平氏は、社外監査役であります。
 3. 取締役山野義友氏は、取締役会長（代表取締役）山野彰英氏の次男であります。
 4. 監査役福原弘氏は、弁護士としての法律に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。

5. 監査役水野孝平氏は、税理士として長年の経験があり、税務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社は、取締役熊谷輝美氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・及び重要な兼職状況
大野幹憲	平成27年9月2日	逝去	社外取締役 弁護士

③ 責任限定契約の内容

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び社外監査役全員との間に、同法第423号第1項に基づき法令の定める責任限度額をもって当社に対する損害賠償責任の限度とする責任限定契約を締結しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人員	支給額	摘要
取締役 (うち社外取締役)	名 9 (2)	千円 24,064 (2,800)	平成2年6月28日開催の株主総会決議による報酬等の額 取締役月額 20,000千円以内 監査役月額 2,000千円以内
	名 3 (2)	千円 9,750 (4,800)	
計	名 12 (4)	千円 33,814 (7,600)	

(注) 1. 期末現在の人員は、取締役7名、監査役3名であります。取締役及び監査役の支給人員と相違しているのは、平成27年6月25日開催の第111回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名と平成27年9月2日逝去により退任した社外取締役1名及び無報酬の非常勤取締役2名の在籍によるものです。

2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

ロ. 当事業年度中に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

ハ. 社外役員が親会社及び子会社等から受けた役員報酬等の総額

当事業年度において、社外取締役及び社外監査役が、役員を兼任する親会社または子会社等から、役員として受けた報酬等の総額は3,000千円であります。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	兼職する法人等	兼職の内容
取 締 役	熊 谷 輝 美	熊谷公認会計士・税理士事務所 (株)小田原機器 爽監査法人 (株)吉利	代表 監査役 社員 監査役
監 査 役	福 原 弘	虎の門カレッジ法律事務所 (株)ヤマノホールディングス監査役 北越銀行(株)	弁護士 社外監査役 社外取締役
監 査 役	水 野 孝 平	水野税理士事務所	代表

- (注) 1. 株式会社吉利は、当社が100%出資する連結子会社であります。
 2. 株式会社ヤマノホールディングスは、当社の株式25,619株（議決権比率56.54%）を保有している親会社であります。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

取締役	熊谷輝美	当事業年度開催の取締役会10回中10回に出席し、主に公認会計士及び税理士としての専門的な知識・見地から適宜質問し、意見を述べております。
取締役	大野幹憲	当事業年度において、平成27年度9月2日に逝去により退任するまでに開催された取締役会6回中1回に出席いたしました。
監査役	福原 弘	当事業年度開催の取締役会13回中11回に出席し、疑問点を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会16回中13回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	水野孝平	当事業年度開催の取締役会13回中12回に出席し、疑問点を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会16回中15回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

- (注) 1. 社外取締役大野幹憲氏につきましては、平成27年9月2日の逝去による退任までの状況を記載しております。
 2. 社外取締役熊谷輝美氏は、平成27年6月25日開催の第111期定時株主総会において選任されたため、就任後の出席状況となっております。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

双葉監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	18百万円
・当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分していないため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

④ 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の当社の子会社の計算関係書類監査の状況

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、平成27年6月17日開催の取締役会において、業務の適正化を図るための体制の整備に関する「内部統制システム構築に関する基本方針」を一部改定する決議をいたしました。

改定後の当該基本方針の内容は次のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(ア) 当社は、法令等の遵守を徹底するため、コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの維持・強化を図る。その徹底を図るため、管理本部は全社のコンプライアンスの取組みを横断的に統括し、内部監査室はコンプライアンスの状況を監査する。また、法令等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、内部通報制度を適用し、管理本部に通報窓口を設置し、通報者等に対して解雇その他いかなる不利益な取扱いを行わないものとする。

(イ) 万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容・対処案がコンプライアンス委員会を通じ代表取締役社長、取締役会、監査役に報告される体制を構築する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(ア) 当社は、法令・社内規程に基づき、文書等の保存を行い、取締役及び監査役がこれら文書等を直ちに閲覧できる体制とする。

(イ) この社内規程と情報の管理については、監査役会の意見を得て、情報セキュリティに関するガイドライン、個人情報保護に関する基本方針を定めることを含めて対応する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(ア) 取締役会及び経営会議において経営戦略・経営計画の策定や戦略的アクションの意思決定に必要な経営戦略リスクの評価を行なう。

(イ) 各部門固有のリスクについては、それらの統括部門が関係部署と連携し、必要な規程、マニュアルの作成及びガイドラインの策定等を行い、体制整備を進める。

(ウ) 不測の事態が発生した場合には、社長指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を備えるものとする。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (ア) 経営計画のマネジメントについては、経営理念を機軸に毎年策定される年度計画及び中期経営計画に基づき各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動することとする。また、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか業績報告を通じ定期的に検査を行う。
 - (イ) 業務執行のマネジメントについては、取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守し、その際には経営判断の原則に基づき事前に議題に関する十分な資料が全役員に配布される体制をとるものとする。
 - (ウ) 日常の職務執行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとする。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (ア) 経営企画本部を子会社管理の担当部門とし、関係会社管理規程に基づき、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について定期的な報告を義務づける。
 - (イ) 当社取締役が出席するトレース会議を週1回開催し、当社子会社において重要な事象が発生した場合には、子会社に対しトレース会議における報告を義務づける。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置く事を求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役は、管理本部及び内部監査室に対してその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めることができるものとし、当該使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項
- 監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとし、当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒は監査役会の意見を尊重した上で行なうものとする。
- ⑧ 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役又は監査役会に報告するための体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社及び子会社の取締役及び使用人等は、会社に重大な損失を与える事項が発生又は発生するおそれがあるとき、違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査

役会が報告すべきものを定めた事項が生じたときは、監査役又は監査役会に報告するものとし、報告したことを理由として、解雇その他いかなる不利益な取扱いを行わないものとする。

- ⑨ 監査役職務の執行について生じる費用の前払い又は償還手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が必要と認めるときは、弁護士、公認会計士その他外部専門家に相談することができる。その費用については会社が負担するものとし、速やかに監査費用の前払い又は償還の手続きに応じるものとする。

- ⑩ その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、監査の実施にあたり独自の意見形成を行うため、必要に応じて、会社の費用で法律・会計の専門家を活用することができる。

- ⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令の定めに従って、財務報告に係る内部統制システムを構築し、その有効性を評価、報告する体制を整備し運用する。

- ⑫ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(ア) 当社は市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは、一切の関係を持たず、不当要求行為に対しては毅然とした態度で対応するとともに、警察等の行政機関や外部専門機関等との連携・協力体制を構築する。

(イ) 管理本部を反社会的勢力対応の担当部門とし、各部門間の報告・連絡体制を確立するとともに、各関係機関との連携体制を構築し、反社会的勢力の排除に努める。

2) 業務の適正を確保するための運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

- ① コンプライアンスおよびリスク管理に関する取り組みの状況

当社は、コンプライアンスに違反する行為等を未然に防止するために内部通報窓口を常設し、コンプライアンス違反行為や疑義のある行為等を報告したものが当該報告をしたことを理由として、不利益な扱いをうけないことを確保するために、報告した使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して不利益な扱いを行わないよう徹底しております。

また、当社の経営に重大な影響を及ぼす危機を未然に防止すること、及び万一発生した場合の被害の極小化を図るために重要なリスクを特定してリスク対応を図り危

機管理に必要な体制を整備しており、災害を想定した訓練も行っております。

② 職務執行の適正及び効率性の確保に関する取り組みの状況

取締役会は、取締役7名（内1名は、社外取締役）で構成され常勤監査役1名、社外監査役2名も出席しております。

当事業年度において、取締役会は、13回開催され、業務執行状況などの監督を行うとともに、各議案の審議にあたっては、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

また、職務執行の効率性を確保するため、当事業年度において常勤取締役などにより構成される経営会議を24回開催し、経営方針や人事・財務戦略などについての審議を行っております。

③ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正の確保に関する取り組みの状況

当社子会社につきましては、当社の経営企画本部及び管理本部が各子会社の経営管理体制を整備し、統括するとともに、関係会社管理規程に従い各子会社から当社に対し、適宜、事前承認・申請または報告を行っております。

また、当社取締役が出席するトレース会議を週1回開催し重要な事項等が発生した場合は会議での報告が行われており、その遂行を承認するなど適正に経営が監督する体制を整備しております。

④ 監査役監査の実効性の確保に関する取り組みの状況

監査役会は、常勤監査役1名、社外監査役2名で構成されております。

当事業年度において、監査役会は16回開催され、監査に関する重要な事項についての報告を受け、協議・決議を行っております。

また、常勤監査役は、監査報告会及びトレース会議などの重要会議に出席するほか、稟議書などを常時閲覧することにより、監査の実効性の向上を図っております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、利益の配分につきましては、将来の事業拡大に対する資金需要を勘案しながら、可能な限り株主の皆様に対する利益還元を行うことを基本方針としております。

この基本方針のもと、当期の期末配当金につきましては、当期の業績、今後の経営環境、財務体質、資金需要等を総合的に勘案し、当期の期末配当金は、平成28年5月13日開催の取締役会決議により、1株につき普通配当2円とさせていただきます。

なお、配当金の支払開始日（効力発生日）は平成28年6月29日（水曜日）とさせていただきます。

備考

本事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
流 動 資 産	3,955,174	流 動 負 債	1,824,369
現金及び預金	815,191	支払手形及び買掛金	880,903
受取手形及び売掛金	1,379,733	電子記録債務	303,352
電子記録債権	189,235	短期借入金	303,000
商品及び製品	1,435,504	1年内返済予定の長期借入金	47,760
仕掛品	14,290	リース債務	4,906
原材料及び貯蔵品	54,450	未払法人税等	36,220
前払費用	38,686	未払消費税等	32,669
短期貸付金	24,252	賞与引当金	13,000
未収入金	16,769	返品調整引当金	29,905
預け金	4,868	前受金	12,464
その他	9,575	その他	160,187
貸倒引当金	△27,383	固 定 負 債	135,171
固 定 資 産	1,045,929	長期借入金	69,887
有 形 固 定 資 産	565,867	長期未払金	37,306
建物	103,831	リース債務	12,174
機械装置及び運搬具	422	繰延税金負債	15,171
工具、器具及び備品	1,361	資産除去債務	631
土地	454,550	負 債 合 計	1,959,540
リース資産	5,253	純 資 産 の 部	
その他	449	株 主 資 本	2,988,043
無 形 固 定 資 産	30,654	資本金	1,975,070
リース資産	11,363	資本剰余金	273,652
その他	19,290	利益剰余金	928,610
投 資 其 他 の 資 産	449,407	自己株式	△189,289
投資有価証券	115,899	その他の包括利益累計額	53,519
長期貸付金	72,975	その他有価証券評価差額金	33,874
敷金及び保証金	77,314	為替換算調整勘定	19,645
破産更生債権等	70,222	純 資 産 合 計	3,041,563
長期前払費用	15,714	負 債 ・ 純 資 産 合 計	5,001,104
その他	176,211		
貸倒引当金	△78,930		
資 産 合 計	5,001,104		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書

(自 平成27年4月1日)
(至 平成28年3月31日)

科 目	金 額
	千円
売上高	7,451,779
売上原価	5,045,762
売上総利益	2,406,016
販売費及び一般管理費	2,324,893
営業利益	81,123
営業外収益	
受取利息	2,412
受取貸料	8,177
受取配当金	2,885
仕入割引	530
還付消費税	5,128
その他	3,863
営業外費用	
支払利息	6,132
手形売却損	1,685
為替差損	9,849
貸借費用	6,565
その他	2,725
経常利益	77,162
特別利益	
投資有価証券売却益	4,652
税金等調整前当期純利益	81,814
法人税、住民税及び事業税	41,551
法人税等調整額	△30
当期純利益	40,293
親会社株主に帰属する当期純利益	40,293

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

連結株主資本等変動計算書

(自 平成27年4月1日
至 平成28年3月31日)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	千円	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	1,975,070	273,652	980,096	△188,787	3,040,031
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△91,779		△91,779
親会社株主に帰属する当期純利益			40,293		40,293
自 己 株 式 の 取 得				△502	△502
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△51,485	△502	△51,988
当 期 末 残 高	1,975,070	273,652	928,610	△189,289	2,988,043

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	32,339	24,696	57,036	3,097,067
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△91,779
親会社株主に帰属する当期純利益				40,293
自 己 株 式 の 取 得				△502
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,535	△5,051	△3,516	△3,516
当 期 変 動 額 合 計	1,535	△5,051	△3,516	△55,504
当 期 末 残 高	33,874	19,645	53,519	3,041,563

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月28日

堀田丸正株式会社
取締役会 御中

双葉監査法人	
代表社員	公認会計士 小泉正明 ㊟
業務執行社員	
代表社員	公認会計士 菅野豊 ㊟
業務執行社員	
業務執行社員	公認会計士 平塚俊充 ㊟

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、堀田丸正株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、堀田丸正株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第112期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人双葉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人双葉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月29日

堀田丸正株式会社 監査役会

常勤監査役 丹 下 勝 視 ㊟

社外監査役 福 原 弘 ㊟

社外監査役 水 野 孝 平 ㊟

以 上

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
流動資産	3,386,269	流動負債	1,580,772
現金及び預金	721,650	支払手形	308,944
受取手形	159,790	買掛金	397,910
売掛金	955,153	電子記録債権	303,352
電子記録債権	189,235	短期借入金	303,000
商品及び製品	1,199,840	1年内返済予定の長期借入金	47,760
仕掛品	14,290	リース債	4,906
原材料及び貯蔵品	54,450	未払金	64,755
前払費用	31,549	未払費用	60,792
短期貸付金	24,252	未払法人税等	4,964
未収入金	54,854	未払事業所得税	3,431
その他	7,306	未払消費税等	29,041
貸倒引当金	△26,106	預り金	21,562
固定資産	1,294,340	賞与引当金	10,000
有形固定資産	565,516	返品調整引当金	12,164
建物	103,831	その他	8,186
リース資産	5,253	固定負債	128,123
その他	1,881	長期借入金	62,840
土地	454,550	長期未払金	37,306
無形固定資産	29,218	リース債	12,174
ソフトウェア	12,959	繰延税金負債	15,171
リース資産	11,363	その他	631
その他	4,894	負債合計	1,708,896
投資その他の資産	699,605	純資産の部	
投資有価証券	115,899	株主資本	2,937,837
関係会社株式	41,662	資本金	1,975,070
出資	10,236	資本剰余金	343,653
長期貸付金	1,325	資本準備金	123,189
従業員長期貸付金	649	その他資本剰余金	220,463
関係社長期貸付金	271,010	利益剰余金	808,403
破産更生債権等	69,665	利益準備金	89,330
長期前払費用	35,650	繰越利益剰余金	719,073
長期預け金	158,668	自己株式	△189,289
敷金及び保証金	67,536	評価・換算差額等	33,874
その他	7,307	その他有価証券評価差額金	33,874
貸倒引当金	△80,005	純資産合計	2,971,712
資産合計	4,680,609	負債・純資産合計	4,680,609

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

損 益 計 算 書

(自 平成27年 4月 1日)
(至 平成28年 3月 31日)

科 目	金 額
	千円
売 上 高	6,222,658
売 上 原 価	4,166,871
売 上 総 利 益	2,055,787
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,040,223
営 業 利 益	16,894
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	4,788
受 取 賃 貸 料	16,577
受 取 配 当 金	2,498
仕 入 割 引	530
還 付 消 費 税	5,128
そ の 他	1,598
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	5,399
手 形 売 却 損	1,685
為 替 差 損	8,190
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	1,325
賃 貸 費 用	10,373
そ の 他	564
経 常 利 益	20,478
特 別 利 益	
そ の 他	182
税 引 前 当 期 純 利 益	20,660
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	10,700
法 人 税 等 調 整 額	△30
当 期 純 利 益	9,990

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書

(自 平成27年4月1日)
(至 平成28年3月31日)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
当 期 首 残 高	1,975,070	123,189	220,463	343,653	14,843	875,349	890,193	△188,787	3,020,129
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当					9,177	△100,957	△91,779		△91,779
利 益 準 備 金 の 積 立					65,308	△65,308	-		-
当 期 純 利 益						9,990	9,990		9,990
自 己 株 式 の 取 得								△502	△502
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	74,486	△156,275	△81,789	△502	△82,291
当 期 末 残 高	1,975,070	123,189	220,463	343,653	89,330	719,073	808,403	△189,289	2,937,837

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	32,339	32,339	3,052,469
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△91,779
利 益 準 備 金 の 積 立			
当 期 純 利 益			9,990
自 己 株 式 の 取 得			△502
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,535	1,535	1,535
当 期 変 動 額 合 計	1,535	1,535	△80,756
当 期 末 残 高	33,874	33,874	2,971,712

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月28日

堀田丸正株式会社
取締役会 御中

双葉監査法人
代表社員 業務執行社員 公認会計士 小泉正明 (印)
代表社員 業務執行社員 公認会計士 菅野豊 (印)
業務執行社員 公認会計士 平塚俊充 (印)

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、堀田丸正株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第112期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 株式併合の件

1. 株式併合を必要とする理由

全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、全ての国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式）を100株に統一することを目指しております。

当社は、上場会社としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位（単元株式数）を現在の1,000株から100株に変更することとし、併せて投資単位の水準や株主様の権利にできる限り影響を及ぼすことがないよう、株式の併合を行うものであります。

2. 併合の割合

当社普通株式について、2株を1株の割合で併合いたします。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて配分いたします。

3. 株主併合の効力発生日

平成28年10月1日

4. 発行可能株式総数

6,000万株

5. その他

本議案に係る株式併合は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認されることを条件といたします。

なお、その他手続き上必要な事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

①目的の追加

当社の事業規模拡大を推進するにあたり、事業売買に関する業務や子会社となった会社への経営指導や委託業務を行うため、現行定款第2条（目的）に目的事項の追加を行い、号分の新設に伴い号数の繰り下げを行うものであります。

②単元株式数の変更

第1号議案「株式併合の件」の承認可決とその効力発生を条件とし、東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所による「売買単位の集約に向けた行動計画」への対応として、当社の単元株式数を現在の1,000株から100株に変更するため現行定款第8条（単元株式）について、所要の変更を行うものであります。

また、本定款一部変更の効力は、株式併合の効力発生日に生じることとする旨の附則を設け、株式併合の効力発生日経過後は、これを定款から削除することとします。

なお、発行可能株式総数の変更については、第1号議案「株式併合の件」の承認可決とその効力発生を条件とし、会社法第182条第2項の定めに基づき、その効力発生日（平成28年10月1日）に発行可能株式総数の変更にかかる定款の変更をしたものとみなされることとなります。

第1号議案の株式併合に関する議案が承認されることを条件として、第8条に規定の単元株式を1,000株から100株に変更するものであります。

なお、株式併合の効力発生を条件とする変更につきましては、平成28年10月1日をもってその効力が発生する旨の附則を設け、株式併合の効力発生日の経過をもって本付則を削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～21. (条文省略) (新 設)</p> <p><u>22.</u> (条文省略)</p> <p>第3条～第7条 (条文省略)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式は、<u>1,000</u>株とする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(目 的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>1. ～21. (現行どおり)</p> <p><u>22. 事業売買に関する業務及び経営指導並びに業務委託に関する業務</u></p> <p><u>23.</u> (現行どおり)</p> <p>第3条～第7条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式は、<u>100</u>株とする。</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第8条の変更は、平成28年10月1日をもってその効力を生ずるものとし、同日の経過をもって本附則を削除する。</u></p>

第3号議案 取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役7名全員の任期が満了いたします。つきましては、経営体制の強化のため2名を増員し、取締役9名（うち社外取締役2名）の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	やまのあきひで 山野彰英 (昭和14年9月8日生)	昭和63年12月 株式会社ヤマノネットワーク代表取締役社長（現任） 平成13年6月 当社代表取締役会長（現任） 平成16年6月 株式会社ヤマノホールディングス代表取締役会長 平成16年8月 株式会社西田武生デザイン事務所取締役会長（現任） 平成18年3月 丸福商事株式会社代表取締役会長 平成21年5月 株式会社マイスタイル取締役会長 平成22年12月 株式会社ヤマノホールディングス取締役会長（現任） 平成23年5月 株式会社マイスタイル代表取締役会長（現任） 平成24年3月 HMリテーリング株式会社代表取締役会長 平成24年10月 株式会社ヤマノセイビング代表取締役会長（現任） 平成25年4月 株式会社ら・たんす山野代表取締役会長 平成27年11月 株式会社すずのき取締役名誉会長（現任）	526,000株
<p>【取締役候補者とした理由】 山野彰英氏は、長年にわたる当社及びグループ会社での経営者としての豊富な経験に基づき事業成長と企業業績向上に向けたグループ戦略の実現を図るとともに、グループの経営全般を統括し、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしており、引続き取締役の候補といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	井澤一守 (昭和25年6月12日生)	昭和48年4月 株式会社西友ストアー入社 平成7年6月 株式会社きもの京都常務取締役 平成12年6月 当社顧問 平成13年10月 株式会社ヤマノホールディングス取締役 平成16年3月 当社代表取締役社長 平成21年5月 丸福商事株式会社代表取締役社長 平成22年6月 当社取締役相談役 平成22年6月 タケオニシダ・ジャパン株式会社代表取締役社長 平成27年4月 当社執行役員最高執行責任者 平成27年6月 当社代表取締役社長(現任) 平成27年6月 株式会社丸正ベストパートナーグループ代表取締役社長(現任) 平成27年8月 株式会社吉利代表取締役会長(現任) 平成27年11月 堀田(上海)有限公司董事長(現任)	53,000株
【取締役候補者とした理由】 井澤一守氏は、当社及びグループ会社で長年にわたり経営者としての豊富な経験に基づき事業成長と企業業績向上に向けたグローバル戦略の実現を図るとともに、当社グループの経営執行責任者の立場で事業を遂行し、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしており、引続き取締役の候補といたしました。			
3	矢部和秀 (昭和44年10月18日生)	平成5年4月 当社入社 平成17年7月 当社管理本部経理財務部長 平成20年8月 当社執行役員連結上場管理室長 平成21年6月 当社執行役員管理本部長 平成21年6月 株式会社丸正ベストパートナーグループ取締役(現任) 平成24年3月 HMリテーリングス株式会社取締役 平成27年6月 当社取締役管理本部長(現任) 平成27年7月 株式会社西田武生デザイン事務所取締役(現任) 平成27年8月 株式会社吉利取締役(現任)	3,000株
【取締役候補者とした理由】 矢部和秀氏は、管理部門及び当社グループ会社の取締役を歴任するなど、豊富な経験と経理・財務の分野での相当程度の知見を有しております。現在は、当社グループの管理部門を担当し、グループ全体の監督など適切な役割を果たしており、引続き取締役の候補といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	やまのよしとも 山 野 義 友 (昭和45年2月17日生)	平成12年6月 当社取締役 平成21年5月 株式会社マイスタイル代表取締役社長 (現任) 平成21年6月 当社取締役 (現任) 平成21年10月 株式会社ヤマノホールディングス取締役 副社長 平成22年6月 株式会社ヤマノホールディングス代表取 締役社長 (現任) 平成24年3月 HMリテーリングス株式会社代表取締役 社長 平成24年10月 株式会社ヤマノセイビング代表取締役社長 (現任) 平成25年5月 株式会社ら・たんす山野代表取締役社長 平成27年11月 株式会社すずのき代表取締役会長 (現任)	5,000株
【取締役候補者とした理由】 山野義友氏は、当社及びグループ会社で長年にわたり経営者としての豊富な経験に基づき事業成長と企業業績向上に向けたグローバル戦略の実現を図るとともに、グループ全体の監督など適切な役割を果たしており、引続き取締役の候補といたしました。			
5	きのしたあつお 木 下 淳 夫 (昭和37年9月18日生)	昭和61年4月 野村証券株式会社入社 平成13年2月 ソフトバンク・インベストメント株式会社 (現SBIホールディングス株式会社) 大阪 支店長 平成18年5月 同社営業企画部部長 平成20年3月 MTラボ株式会社入社マネージングディレクター 平成22年3月 株式会社グローバルMAパートナーズ法人部長 平成24年9月 株式会社MAプラットフォーム戦略本部 部長 平成27年5月 当社入社執行役員経営企画本部長 平成27年6月 当社取締役経営企画本部長 (現任) 平成27年6月 株式会社ヤマノホールディングス取締役 (現任) 平成27年8月 株式会社吉利取締役 (現任)	1,000株
【取締役候補者とした理由】 木下敦夫氏は、当社及びグループ会社で豊富な経験に基づき事業成長と企業業績向上に向けたM&A戦略の実現を図るとともに、現在は、当社グループの経営企画部門を担当し、グループ全体の監督など適切な役割を果たしており、引続き取締役の候補といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	いしづか 三郎 石塚三郎 (昭和17年5月20日生)	平成12年6月 当社取締役(現任) 平成16年6月 株式会社ヤマノホールディングス代表取締役社長 平成18年3月 丸福商事株式会社代表取締役社長 平成20年6月 株式会社ヤマノホールディングス取締役相談役 平成27年2月 株式会社ヤマノホールディングス執行役員副会長(現任)	7,000株
【取締役候補者とした理由】 石塚三郎氏は、当社及びグループ会社で長年にわたり経営者としての豊富な経験に基づき事業成長と企業業績向上に向けたグローバル戦略の実現を図るとともに、グループ全体の監督など適切な役割を果たしており、引続き取締役の候補といたしました。			
7	※ しも の たか みつ 下野隆充 (昭和46年2月12日生)	平成6年4月 堀田産業株式会社入社 平成24年7月 当社堀田ファンシーヤーン事業部長 平成25年7月 当社執行役員堀田ファンシーヤーン事業部長(現任)	1,000株
【取締役候補者とした理由】 下野隆充氏は、営業部門での豊富な経験と高度な知識を有しており現在は、当社の意匠燃糸事業である堀田ファンシーヤーン事業部の責任者として、意匠燃糸事業の推進と多様化するマーケットに対し事業領域の拡大推進を行うなど、今後の当社業績の向上に寄与するとともに、適切な経営判断が行われることを期待し、新たに取締役の候補といたしました。			
8	くま がい てる よし 熊谷輝美 (昭和38年1月22日生)	平成4年10月 中央青山監査法人入社 平成16年2月 税理士登録 熊谷公認会計士・税理士事務所代表(現任) 平成20年3月 株式会社小田原機器監査役(現任) 平成21年3月 爽監査法人社員(現任) 平成27年6月 当社取締役(現任) 平成27年8月 株式会社吉利監査役(現任)	一株
【社外取締役候補者とした理由】 熊谷輝美氏は、長年にわたる公認会計士・税理士としての豊富な経験と専門知識を有しており、財務及び会計に関する知見を活かした専門的見地から、社外取締役として、当社経営に対して有益なご意見やご指摘をいただいております、引続き社外取締役の候補といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
9	※ 岩田東一 (昭和17年7月28日生)	昭和41年4月 株式会社い和多 代表取締役社長 平成10年5月 東京都弁当組合理事長 (現任) 平成10年5月 一般社団法人東京都食品衛生協会理事 (現任) 平成12年5月 東京都中小企業経営者協会理事 (現任) 平成20年6月 株式会社い和多 取締役会長 (現任) 平成26年6月 東京都中小企業団体中央会常任理事 (現任)	一株
【社外取締役候補者とした理由】 岩田東一氏は、長年にわたる企業経営者としての豊富な経験及び幅広い見識等を有しており、社外取締役として、当社経営に対して有益なご意見やご指摘をいただき、業務執行を監督する適切な人材と判断しており、新たに社外取締役候補といたしました。			

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 山野義友氏は、株式会社ヤマノホールディングスの代表取締役であり、当社は、株式会社ヤマノホールディングスに対し当社商品を販売しております。
3. その他の各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
4. 熊谷輝美氏及び岩田東一氏は、社外取締役候補者であります。
 なお、当社は、熊谷輝美氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ており、原案どおり選任された場合、引続き独立役員となる予定あります。また、岩田東一氏を東京証券取引所のために基づく独立役員として指定し同取引所に届け出る予定であります。
5. 熊谷輝美氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、当總會終結の時をもって1年となります。
6. 当社は、熊谷輝美氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、岩田東一氏が選任された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
7. 所有する当社の株式の数には、持株会の持ち分を含んでおります。

第4号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役福原弘氏が辞任により退任いたします。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
※ かね 金子茂男 (昭和42年12月24日生)	平成5年2月 鈴木保稅務會計事務所入所 平成8年12月 稅理士登録 平成12年10月 山田ビジネスコンサルティング株式会社 入社 平成15年9月 株式会社すずのき經理財務部長 平成16年4月 金子茂男稅理士事務所代表(現任) 平成21年4月 株式会社すずのき監査役	一株
【社外監査役候補者とした理由】 金子茂男氏は、稅理士としての豊富な経験と専門知識を有しており、稅務及び會計に関する知見を活かした専門的見地から、社外監査役として、当社經營に対して有益なご意見やご指摘を頂けると判断し、新たに社外監査役の候補者といたしました。		

- (注) 1. ※印は新任候補者であります。
2. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 金子茂男氏は、社外監査役候補者であります。
4. 当社は、社外監査役候補者である金子茂男氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額といたします。

第5号議案 取締役に対する新たな報酬制度導入の件

1. 提案の理由

当社は、役員報酬制度の見直しを行います。具体的には、「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下「本制度」といいます。）を導入いたします。

本制度は、下記2. に再度述べますが、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、当社の取締役及び執行役員並びに、本制度の対象となる当社子会社の取締役（詳細は下記2.（2）のとおり。以下「対象役員」といいます。）に対して、当社及び本制度の対象となる当社子会社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度です。

本制度の導入は、対象役員の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、対象役員が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とするものであります。本議案は、平成2年6月28日開催の定時株主総会においてご承認をいただきました取締役の報酬等（月額20百万円以内。）とは別枠で、新たな株式報酬を当社の取締役（社外取締役を含みます。）に対して支給するためのご承認をお願いするものであります。なお、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

本制度の導入は、以上のような目的によるものであり、本議案の内容は相当であると考えております。

なお、第3号議案取締役9名選任の件が本総会にて承認可決された場合、本制度の対象となる取締役の員数は9名（うち社外取締役2名）となります。

2. 本制度における報酬等の額及び参考情報

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、対象役員に対して、当社及び本制度の対象となる当社子会社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式等が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度です。なお、対象役員が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として対象役員の退任時とします。

(2) 本制度の対象者

当社の取締役（社外取締役を含みます。）及び執行役員並びに当社子会社の取締役（社外取締役を除きます。なお、監査役は、本制度の対象外とします。）。

(3) 信託期間

平成28年8月（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）。

(4) 信託金額（報酬等の額）

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、下記（6）および（7）に従って当社株式等の給付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、本信託を設定します。本信託は、下記（5）のとおり、当社が拠出する資金を原資として、当社株式を取得します。

具体的には、本議案をご承認いただいた場合、当社は、平成29年3月末日で終了する事業年度から平成31年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下「当初対象期間」といいます。）に対応する必要資金として90百万円（うち当社の取締役分として60百万円（うち社外取締役分5百万円））を上限として金銭を拠出し、本信託を設定します。

なお、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は原則として3事業年度ごとに、以後の3事業年度（以下「次期対象期間」といいます。）に関し、90百万円（うち当社の取締役分として60百万円（うち社外取締役分5百万円））を上限として、本信託に追加拠出することとします。ただし、係る追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする次期対象期間の開始直前日に信託財産内に残存する当社株式（対象役員に付与されたポイント数に相当する当社株式で、対象役員に対する当社株式等の給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は次期対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、当社が次期対象期間において追加拠出することができる金額の上限は、90百万円（うち当社の取締役分として60百万円（うち社外取締役分5百万円））から残存株式等の金額（株式については、当該次期対象期間の開始直前日における時価相当額で金額換算します。）を控除した金額とします。

ご参考として、平成28年5月12日の終値59円での取得を前提とした場合、当初対象期間に関して当社が対象役員への給付を行うための株式の取得資金として拠出する資金の上限額90百万円を原資に取得する株式数は、1,525,423株となります。

(5) 当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、上記（4）により拠出された資金を原資として、株式市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施します。当初対象期間につきましては、本信託設定（平成28年8月（予定））後遅滞なく取得す

るものとし、詳細につきましては、決定次第、改めてお知らせいたします。

(6) 対象役員に給付される当社株式等の数の算定方法

対象役員には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき、当社の業績達成度等により定まる数のポイントが付与されます。

なお、対象役員に付与されるポイントは、下記(7)の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます(ただし、本議案をご承認いただいた後、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、換算比率について合理的な調整を行います。)

下記(7)の当社株式等の給付に当たり基準となる対象役員のポイント数は、退任時までに対象役員に対し付与されたポイントを合計した数(以下「確定ポイント数」といいます。)で確定します。

(7) 当社株式等の給付時期

対象役員は、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、原則として退任時に所定の受益者確定手続きを行うことにより、上記(6)で付与を受けた確定ポイント数に相当する当社株式について、本信託から給付を受けることができます。ただし、受益者要件に加えて役員株式給付規程に別途定める要件を満たす場合には、当該対象役員に付与されたポイント数の一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭の給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託より当社株式を売却する場合があります。

(8) 本信託内の株式に係る議決権

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。係る方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

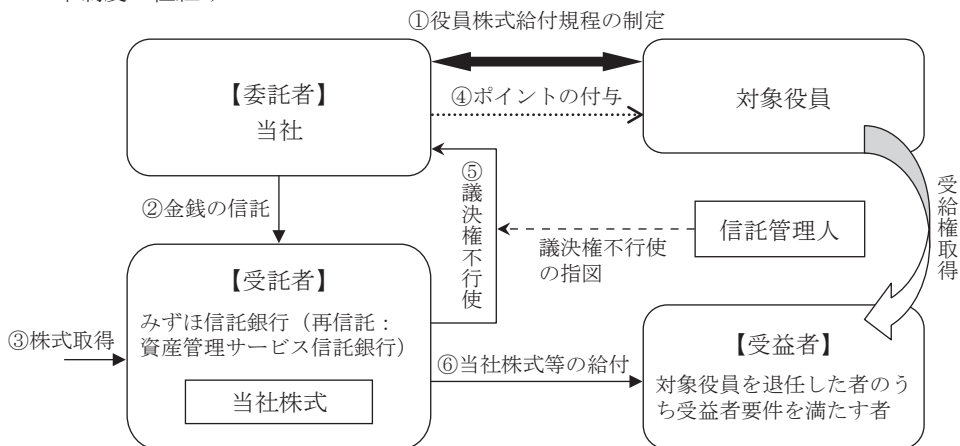
(9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金は、その時点で在任する対象役員に対し、各々が保有するポイントの数に応じて、按分して給付されることとなります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。本信託終了時における本信託の残余財産のうち当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により対象役員に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

<本制度の仕組み>



- ① 当社は、本議案で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、本議案で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、株式市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき対象役員にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、対象役員を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、対象役員が「役員株式給付規程」に別途定める要件を満たす場合には、当該対象役員に付与されたポイントの一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭を給付します。

以上

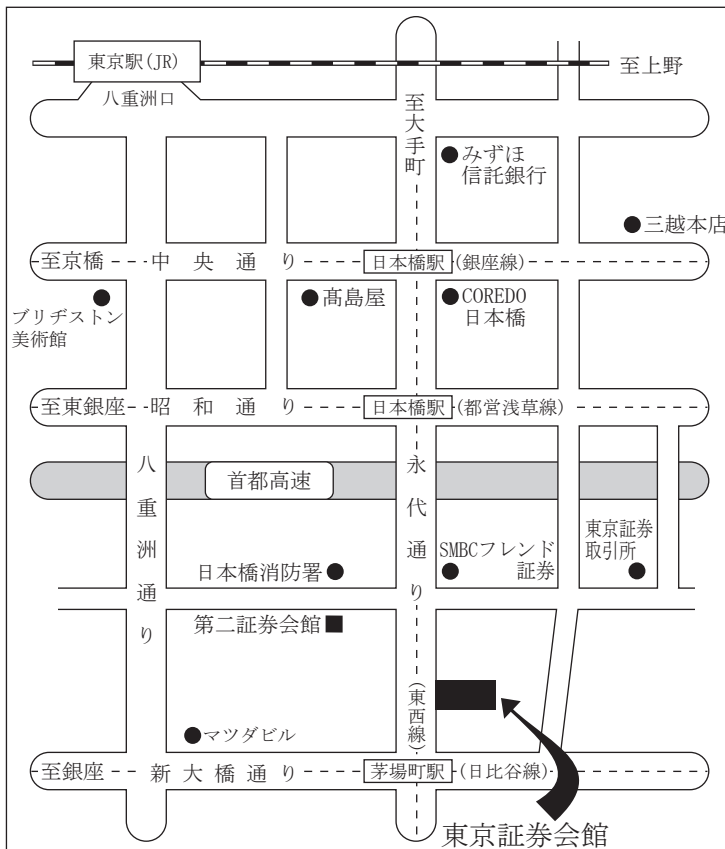
メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

会場のご案内



交通機関

(東京メトロ東西線)

茅場町駅下車8番出口

(東京メトロ日比谷線)

茅場町駅下車8番出口